

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
放送システム委員会（第 5 0 回） 議事概要（案）**

**1 日 時**

平成 2 7 年 7 月 2 日（木） 1 4 時 0 0 分～ 1 4 時 5 5 分

**2 場 所**

総務省 8 階 第 4 特別会議室

**3 議 題**

- (1) 前回議事概要（案）の確認について
- (2) 放送システム委員会報告（案）に対する意見募集の結果について
- (3) 放送システム委員会報告及び答申（案）について
- (4) その他

**4 出席者（順不同、敬称略）**

【構成員】伊丹主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、甲藤（早稲田大学）、喜安（日本 C A T V 技術協会）、丹（北陸先端科学技術大学院大学）、野田（スターキャット・ケーブルネットワーク（株））、松井（電波産業会）、矢野（情報通信研究機構）

【事務局】久恒、近藤、向井、棚田、豊重（情報流通行政局放送技術課）

**5 配付資料**

- 資料 5 0 - 1 放送システム委員会（第 4 9 回）議事概要（案）
- 資料 5 0 - 2 放送システム委員会報告（案）に対する意見及びその考え方（案）
- 資料 5 0 - 3 放送システム委員会報告（案）
- 資料 5 0 - 4 答申（案）（ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件）
- 参考資料 1 放送システム委員会報告概要（案）

**6 議事概要**

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

**(1) 前回議事概要（案）の確認について**

資料 5 0 - 1 の前回議事概要（案）が承認された。

**(2) 委員会報告（案）に対する意見募集の結果について**

事務局より、資料 5 0 - 2 に基づき説明があり、提出された意見に対する放送システム委員会としての考え方（案）は承認された。

### (3) 委員会報告及び答申（案）について

事務局より、資料50-3～4に基づき説明があり、主として以下のとおりの質疑が行われた。

- 資料50-4の1ページの変調方式のところ、「64QAM方式以外の方式は、伝搬路状況等により回線断を生じる可能性がある場合に他回線への干渉量を増加させない限りにおいて使用することができる。」という記載がある。回線断が生じる可能性がある場合に64QAMではなく16QAMやQPSKを使うのは理解できるが、「他回線への干渉量を増加させない限り」という表現はどのような趣旨か確認をしたい。64QAMとQPSKは、同じ電力で送信する限りにおいて他回線に干渉を与えることはない。（都竹主査代理）
- 64QAM1Wでは他回線からの干渉を受ける状態で、変調方式をQPSKに落として干渉を受けなくし、さらに自分の回線を成立させるために1Wから3Wへ増力する場合等を想定している。（事務局）
- 同じ電力で送りたいから変調方式を遅いものにするのが適応変調などの考え方だが、レートを落としてかつ電力を上げねばならないケースがあるのか。（伊丹主査）
- 何らかの伝搬上の障害があって回線が成立しない場合は、増力が必要と考えている。ただし、増力は周りに影響を与えることがある。（事務局）
- QPSKまで落とすことで多少改善されるがそれでも不十分なため、少しだけ増力し、QPSKで回線が成立する微妙なケースを想定しているのか。（伊丹主査）
- そのとおり。どういう事例がありうるか精査して、それがどう表現できて報告書の中にどう落とし込むかを伊丹主査と調整させていただきたい。（事務局）
- 了。修正内容は主査に一任でお願いします。（伊丹主査）
  
- 電波の型式を見るとD7W、G7E、G7Wなどがあり、OFDMは含まれるのか。OFDMの場合、マルチキャリアであり、資料50-4の6ページにある測定法はシングルキャリアを前提としているため、占有帯域幅の定義が異なる。（都竹主査代理）
- 今のところOFDMは想定していない。OFDMの電波の型式は、X7Wのように「X」を使用する。（事務局）
- シングルキャリアの変調方式しかないということで了解した。（都竹主査代理）
  
- 資料50-4のラジオのキャップフィラーの周波数偏差として20ppmと記載されているのは、プラスマイナスという意味か。（野田専門委員）
- $20 \times 10^{-6}$ という意味である。デジタルSTL/TTLと表記が異なっているので、同じ表記に改める。（事務局）

- ギャップフィルターの答申（案）において、どういう方針で技術的答申の項目を選んでいるのか。省令や強制規格となるものを取り出しているのか。（喜安専門委員）
- そのとおり、省令等を意識して書いている。測定については、技術基準適合を証明する意図で書いている。それ以外の保護値などの混信検討の値は、審査基準となるものであり、強制規格でないものについては報告書に記載し、強制規格にするものを抜き出して答申に記載している。（事務局）
  
- 報告書（案） 119 ページの表 6 4 において、「送信高 5 0 m」の下に下線が引いてあるが、なぜか。（野田専門委員）
- 表 6 5 の「送信高 2 0 m」との違いを強調するために下線を引いている。1 0 2 ページと 1 0 3 ページも同様である。（事務局）
- 表 6 2 と表 6 3 の「送信高 2 0 m」「送信高 5 0 m」には下線が引かれていない。（野田専門委員）
- 確認する。（事務局）
- 修正内容は、主査に一任とする。（伊丹主査）

#### （４）その他

伊丹主査より、今回審議した答申（案）と放送システム委員会報告を取りまとめ、7月17日に開催予定の情報通信技術分科会に報告し、同分科会において一部答申のための審議を行う旨の連絡があった。

事務局より、次回の放送システム委員会の開催日時は未定のため、詳細な日程が決まれば、改めて連絡する旨の連絡があった。

以上